

を図る等のために、多種多様な学習

を志向し、それに対応した適切かつ

十分な学習機会を求めている。

それにもかかわらず、場所・教え
る人・きっかけ・仲間・時間がない
などの理由で学習できないいる人
が多い。このような人々のために、
それらの疎外要因を除去し、提供す
ることが生涯学習を振興するためには
大切なことである。

現在、人々は皆、自らの生きがい
や心の豊かさを求めて、人生の各段
階で様々な学習・文化・スポーツ等
の活動を行い、それらを通して何か
を見聞き・知り・学ぶという新鮮な
体験を自分自身の糧としている。こ
れらの活動は、いずれも人々が自分
の自発的意図に基づいて行っている
ものであり、その分野も、スポーツ
や文化活動を楽しむことから様々な
知識・技術を学ぶことまで広範に渡
っている。このように各人が、生涯
に渡つていつても、どこでも、誰で
も行うことができ、また実際に行っ
ている活動が生涯学習なのである。

今までの日本の社会の問題として
他人のために社会のために働く生き
がいばかりを求めてきたことが指摘
される。しかし、自分のために楽し
む生きがいがこれからは重要なになつ
てくる。特に、平均寿命が伸びた今
日、六十五歳以上の高齢者に楽しむ

生きがいがなくてはならない。

例えばピアノ教室等、お年よりの

ためのピアノ教室があつてもよいの

ではないか。ピアノを習う人が全て

プロのピアノ弾きになるというので

はないから、バイエルとかの基本か

ら教えるというのではなく、その人

の好きな曲を弾けるようにするとい

うような教え方もあるはずだ。また、

これは女性がするものだ、あるいは

これは、若い者がするものだと固定

的に考えてはしないか。例えば男

の編み物教室があつてもおかしくな

いし、老人がファミコンに夢中にな

るものよい。これは、だれだれがす

るものという概念をとりはらつて考

えてみてもよいのではないかといふ

ことである。教育をしようとする人

はどうしても自分の尺度で教えよう

とする。生涯学習は教育とは違うと

いう眼目はこの辺にある。楽しみな

がら生きがいを求めていつもらお

うというのである。

ところで、一番生涯学習の場に出
てこない層は、仕事で忙しい青壮年
男子である。しかし、この年代に何
かやつていいないと、仕事から開放さ
れ、時間ができる高年齢に達したと
き、学習に参加するのが難しくなつ
てしまう。若いときにスポーツもな
にもやらなかつた人に六十歳をすぎ
てからいきなりスポーツをやれとい

つても抵抗がある。

また、学校に行っている者には、

生涯学習が不必要かと、うそうそと

はいえない。学校は、基礎基本の習

得、自己教育力の育成という使命を

持つてゐるが、それだけでは十分で

はない。

若い頃から老後の生き方につなが

る自分固有の楽しみを見つけていか

なければならぬ。その意味で学校

教育以外の青少年教育が大切になつ

てくる。今でも、スポーツ少年団活

動などは活発に行われているが、そ

うした少年団活動をスポーツ以外の

分野にも、もっと広げてもよいので

はないか。スポーツの苦手な子供達

には美術少年団とか音楽少年団とか

があつてもよいのではないか。

こうした中で、昭和二十年代に盛

んだつた子ども会、青年活動や地域

での活動をもう一度見直す必要もで

てきている。

このように、世の中は生涯学習を

人生のトータルのものとして考えて

いこうとする方向に向かつてゐる。

生涯学習の場は、学校はもとより

生涯学習の場として考えて

いるところである。しかし、この年代に何

かやつていいないと、仕事から開放さ

れ、時間ができる高年齢に達したと

き、学習に参加するのが難しくなつ

てしまう。若いときにスポーツもな

にもやらなかつた人に六十歳をすぎ

てからいきなりスポーツをやれとい

関、学校、関係施設などの連携協力

により学習者にとって利用しやすい

体制を整えていく必要がある。

このようなことから「生涯学習の

振興のための施策の推進体制等の整

備に関する法律」が平成二年七月一

日から施行されることになった。

この法律の性格を最も鮮明に特徴

づけるのは、第三条の規定である。

第三条では

① 学習者の自主性を最大限尊重す
るよう配慮しつつ、施策を推進す
べきこと。

② 職業能力の開発、社会福祉等生
涯学習に関連する事業を行うあら
ゆる部門と連携を図つていくべき

ことの二点をうたつてゐる。

これらの事項は、この法律を貫く

一つの精神であると同時に、生涯学

習行政を行つていく際に欠くべから
ざる重要な要素である。

